

陸上自衛隊の部隊の組織及び編成に関する訓令

陸上自衛隊訓令第25号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊の組織及び編成に関する訓令を次のように定める。

平成12年10月27日

防衛庁長官 虎島 和夫

陸上自衛隊の部隊の組織及び編成に関する訓令

改正 平成18年3月24日隊訓第7号

平成19年1月5日庁訓第1号

保安隊の部隊の組織及び編成に関する訓令（昭和27年保安隊訓令第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 団（第4条—第7条）
- 第3章 連隊（第8条—第10条）
- 第4章 群（第11条—第13条）
- 第5章 大隊（第14条—第17条）
- 第6章 中隊（第18条—第20条）
- 第7章 雑則（第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 陸上自衛隊の部隊（以下「部隊」という。）の組織及び編成については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（部隊の単位）

第2条 部隊の単位は自衛隊法施行令第6条第1項に定めるもののほか、小隊、分隊及び班とする。

（部隊の長）

第3条 小隊、分隊及び班の長は、それぞれ小隊長、分隊長及び班長とする。

第2章 団

第4条 団長（方面混成団長を除く。）は、陸将補をもって充てる。

2 方面混成団長は、1等陸佐をもって充てる。

3 団長は、別に防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、団本部の事務を掌理し、団の隊務を統括する。

(副団長)

第5条 団本部に、副団長1人を置く。副団長は、1等陸佐をもって充てる。

2 副団長は、団の隊務につき団長を助け、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、団長の職務を行う。

(高級幕僚)

第6条 団本部（方面混成団の団本部を除く。）に、高級幕僚1人を置く。高級幕僚は、1等陸佐又は2等陸佐をもって充てる。

2 高級幕僚は、団長を補佐し、団本部の部内の事務を整理する。

(団本部の内部組織)

第7条 団本部（方面混成団の団本部を除く。）に、次の4科を置く。

第1科

第2科

第3科

第4科

2 方面混成団の団本部に、次の3科を置く。

総務科

訓練科

管理科

3 科に、科長を置く。

4 科長は、団長の命を受け、科務を掌理する。

5 団本部に、別に防衛大臣の定めるところにより、幕僚を置くことができる。

6 幕僚は、命を受け、技術的事項その他特定の事項について団長又は科長を補佐する。

第3章 連隊

(連隊長)

第8条 連隊長は、1等陸佐をもって充てる。

2 連隊長は、別に防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、連隊本部の事務を掌理し、連隊の隊務を統括する。

(副連隊長)

第9条 連隊本部に、副連隊長1人を置く。副連隊長は、2等陸佐をもって充てる。

2 副連隊長は、連隊の隊務につき連隊長を助け、連隊本部の部内の事務を整理し、連隊長に事故があるとき、又は連隊長が欠けたときは、連隊長の職務を行う。

(連隊本部の内部組織)

第10条 第7条の規定は、連隊本部の内部組織に準用する。この場合において同条第1項及び第4項中「団本部」とあるのは「連隊本部」と、同条第3項及び第5項中「団長」とあるのは「連隊長」と読み替えるものとする。

第4章 群

(群長)

第11条 群長は、1等陸佐をもって充てる。

2 群長は、別に防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、群本部の

事務を掌理し、群の隊務を統括する。

(副群長)

第12条 群本部に、副群長1人を置く。副群長は、2等陸佐をもって充てる。

2 副群長は、群の隊務につき群長を助け、群本部の部内の事務を整理し、群長に事故があるとき、又は群長が欠けたときは、群長の職務を行う。

(群本部の内部組織)

第13条 第7条の規定は、群本部の内部組織に準用する。この場合において同条第1項及び第4項中「団本部」とあるのは「群本部」と、同条第3項及び第5項中「団長」とあるのは「群長」と読み替えるものとする。

第5章 大隊

(大隊の編成)

第14条 大隊は、大隊本部及び別に防衛大臣が定める部隊をもって編成する。

(大隊長)

第15条 大隊長は、2等陸佐をもって充てる。

2 大隊長は、別に防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、大隊本部の事務を掌理し、大隊の隊務を統括する。

(副大隊長)

第16条 大隊本部に、副大隊長1人を置く。副大隊長は、3等陸佐をもって充てる。

2 副大隊長は、大隊の隊務につき大隊長を助け、大隊本部の部内の事務を整理し、大隊長に事故があるとき、又は大隊長が欠けたときは、大隊長の職務を行う。

(大隊本部の内部組織)

第17条 大隊本部に、次の4係を置く。

第1係

第2係

第3係

第4係

2 係に、係主任を置く。

3 係主任は、大隊長の命を受け、係の事務を掌理する。

4 大隊本部に、別に防衛大臣の定めるところにより、幕僚を置くことができる。

5 幕僚は、命を受け、技術的事項その他特定の事項について大隊長又は係主任を補佐する。

第6章 中隊

(中隊の編成)

第18条 中隊は、中隊本部及び別に防衛大臣の定める部隊をもって編成する。

(中隊長)

第19条 中隊長は、3等陸佐又は1等陸尉をもって充てる。

2 中隊長は、別に防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、中隊本部の事務を掌理し、中隊の隊務を統括する。

(副中隊長)

第20条 中隊本部に、副中隊長1人を置くことができる。副中隊長は、1等陸尉、2

等陸尉又は3等陸尉をもって充てる。

- 2 副中隊長は、中隊の隊務につき中隊長を助け、中隊本部の部内の事務を整理し、中隊長に事故があるとき、又は中隊長が欠けたときは、中隊長の職務を行う。

第7章 雑則

(委任規定)

第21条 この訓令に定めるもののほか、部隊の組織及び編成に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成12年10月31日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の部隊章に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第25号）の一部を次のように改正する。
別表第3方面総監部、師団司令部、旅団司令部、混成団本部及び空挺団本部の項の次に次のように加える。

方面混成団本部	C B
---------	-----

- 3 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の一部を次のように改正する。
第83条第2項中「師団又は旅団の師団長又は旅団長」を「師団、旅団又は団の師団長、旅団長又は団長が行うほか、方面総監」に改める。
- 4 教育団等の部隊の組織等に関する訓令（昭和37年陸上自衛隊訓令第15号）の一部を次のように改正する。
第16条第3項及び第20条第3項中「方面総監」の次に「、方面混成団長」を加える。
- 5 即応予備自衛官の招集手続に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第13号）の一部を次のように改正する。
第5条中「旅団長」の次に「その他の直轄部隊の長」を加える。
- 6 勤続報奨金の支給等に関する訓令（平成11年陸上自衛隊訓令第23号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「師団又は旅団の師団長又は旅団長」を「師団、旅団又は団の師団長、旅団長又は団長が行うほか、方面総監」に改める。
附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）
この訓令は、平成19年1月9日から施行する。